

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る利用定員の設定について

利用定員とは

利用定員とは、改正後の子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第30条の20において定められた給付費(委託費)の単価水準を決めるものです。市は、施設の運営等が基準に適合しているか精査し、給付による財政支援の対象とするか確認を行いますが、その際に、事業者と市で利用定員の設定を行います。

新たに利用定員の設定をする際には、法第31条第2項及び第43条第2項に基づき、子ども・子育て会議で意見を聴く必要があります。

利用定員を新たに設定する園

名 称	原里第1保育園
住 所	御殿場市川島田 71 番地の 3
運 営 者	御殿場市
開始予定日	令和 8 年 4 月 1 日
利用定員	11人 【(参考) 0歳:3人、1歳:4人、2歳:4人】

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

1 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の概要

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年6月成立)により、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化する目的で創設されました。

令和7年度においては児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業として制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな通園給付として全国の自治体において実施されることとなりました。



2 制度の内容

項目	内容
対象となるこども	保育所等、認定こども園等に通っていない0歳6か月～満3歳未満のこども
利用時間	こども一人あたり月10時間を上限
利用料金	こども一人1時間あたり300円(予定)

3 今後の主なスケジュール

日程	内容
令和8年 1月23日	子ども・子育て支援制度庁内推進委員会
2月5日	子ども・子育て会議(利用定員を確認)
3月2日	利用認定に係る事務(利用申請・面談実施等)開始
3月議会	「確認基準条例」の上程、議決、施行(予定)
4月	事業実施

4 利用手続きの流れ

- ① 利用希望者は、市に対しウェブサイト利用申請を行います。
- ② 市の認定証が交付された後、こどもの状況を把握するため事前面談を行います。
- ③ ウェブサイトや電話にて園に予約を行い、通園を開始します。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

- ・親が就労していなくても時間単位等で子どもを預けられるようにする通園制度です（対象は、0歳6か月から2歳までで、保育所・認定こども園等で一人当たり「月10時間」（1日中利用する場合は月1回、午前約2時間利用するとすれば毎週利用できる）を上限として行うことを検討）。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ人数)	0	11	11	33	32
0歳児(延べ人数)	0	3	3	9	9
1歳児(延べ人数)	0	4	4	12	12
2歳児(延べ人数)	0	4	4	12	11
②確保の内容 (提供可能量)(延べ人数)	0	11	11	33	32
0歳児(延べ人数)	0	3	3	9	9
1歳児(延べ人数)	0	4	4	12	12
2歳児(延べ人数)	0	4	4	12	11
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

令和8年度から開始する事業です。

確保の内容は、各年齢の将来推計値から保育所等に入所している子どもを除くことにより、対象となる子どもの人数を算出し、対象となる子どもが決められた時間の利用ができるものとしています。

保護者のニーズの把握を行い、需要状況に対する供給体制の確保に努めます。